

応急教育マニュアル

(自然災害等により、通常の教育が困難になった場合)

朝霞市立朝霞第二小学校

日	教育委員会等 (教育総務課、教育指導課、教育管理課)	学 校
震度5弱以上(観測点:朝霞市)の地震が発生		
発生初日	<ul style="list-style-type: none"> ①市内各小・中学校の児童生徒・教職員の安否確認 ②消防署・警察署等から救出情報等の入手 ③埼玉県教育委員会、南部教育事務所と報告・連絡・相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校の危機管理マニュアルに従い、児童・教職員の安全確認を最優先に「避難」「校舎等の安全確認」「通学路の安全点検」「保護者への引渡し」等を行う。
通常教育が困難な状況(水が出ない等)		
二日目を降	<ul style="list-style-type: none"> ①校舎等の被害状況調査及び応急処置、ライフライン・トイレの確認 ②通学路等学校近隣の安全確認 ③教職員の状況確認、教科書等の教材確認等 ④児童生徒の状況確認 ⑤応急教育の準備…埼玉県教育委員会や災害対策本部に連絡。 <p>※災害時応援協定県外自治体締結先</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県瑞浪市 ・長野県佐久市 ・山形県東根市 ・福島県須賀川市 	<ul style="list-style-type: none"> ・当面は休校である旨を保護者・教職員に伝える。 ・教育委員会と連携し、児童生徒の安全確認と精神面等のフォローをする。 ・教科書等の教材、使用可能教室等の確認をする。
三日目を降		<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会と連携しながら、学用品等の準備をし、応急教育の計画を立てていく。
応急(通常)教育再開の目途が立った場合		
	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒・教職員、学校施設の状況を調査し、登校日の調整を学校と行う。 ・再開計画を周知する。(避難所への貼紙、防災無線の活用、ラジオ等マスコミの利用等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会と連携し、再開に向けた、準備計画を進める。 ・再開計画を保護者に周知する。(学校メール、ホームページ、緊急連絡網等)
応急(通常)の教育再開		
教育再開後	<p style="text-align: center;">【応急教育の区分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①短縮授業…午前中だけの授業 ②合併授業…クラスもしくは学年合同 ③二部授業…午前と午後等に分ける ④分散授業…公民館等の利用 ⑤上記の併用授業 <ul style="list-style-type: none"> ・校舎内外の安全環境や児童生徒の精神的なフォローも含め、引き続き、支援や状況を確認していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校に来られない児童や教職員に配慮しながら、通常の教育を取り戻していく。

